

中小企業等の知的財産に関する悩みにきめ細かく対応します！

「課題解決型相談・コンサルティング事業」

中小企業・個人のみなさま、お気軽に発明協会各支部に
お越してください！

社団法人発明協会では、特許庁の委託を受けて、全国47都道府県支部に中小企業等支援機関と連携し、ワンストップ機能を強化した知的財産に関する相談窓口を開設しました。

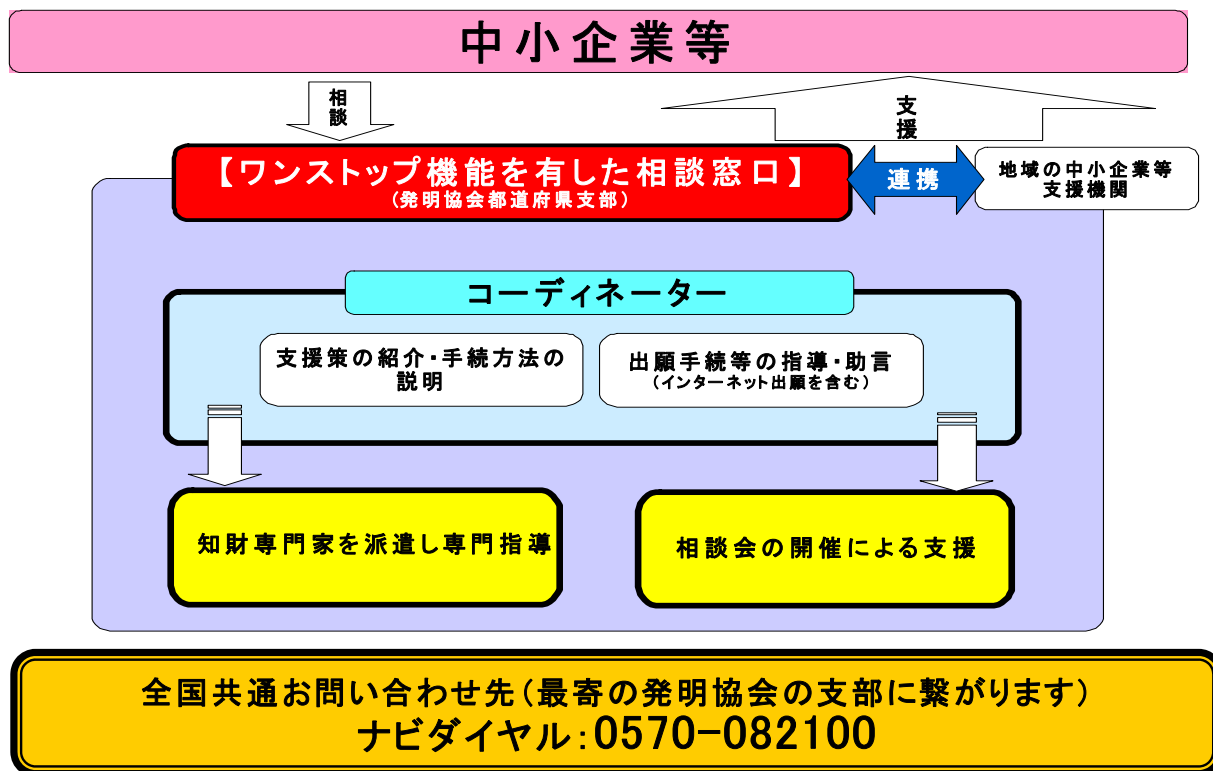
この窓口には、相談内容を的確に把握し、適切な解決方策をコーディネートする者を配置し、中小企業等の抱える知的財産に関する悩みに応じて、その場で適切な解決策を提供するとともに、相談内容によっては適切な知財専門家を相談者に派遣するなど、個別の状況に応じ踏み込んだアドバイスをいたします。

【特徴】

◎地域の中小企業等支援機関と連携し、ワンストップ機能を強化した相談対応を実施します。

◎相談窓口には、相談内容を的確に把握し、適切な解決方策を導き出す専門のコーディネーターを配置します。

◎知財専門家チームとのタイアップによるきめ細かい対応を実施します。



【具体的な事業内容は、裏面をご覧ください】

社団法人発明協会 滋賀県支部
※特許庁委託事業 知財CD 畑部幸夫
(中小企業産業財産権制度活用支援事業)

【事業内容】

1. 全国47都道府県にワンストップ機能を強化した知的財産に関する相談窓口を開設しました。

発明協会の各都道府県支部に知的財産に関する相談をワンストップで受け付ける相談窓口を開設しました。中小企業等が抱える悩みや課題に対して中小企業等支援機関（知的所有権センター、中小企業等支援センターなど）との連携を図りつつ最適な解決策を提供します。

2. 相談窓口には、専門のコーディネーターを配置しています。

中小企業等が抱える悩みや課題に対して、事業展開等個別状況に応じて、先を見据えた適切な解決方を判断・提供する専門のコーディネーターを相談窓口配置します。

3. お聞きした悩みや課題に応じて、知財専門家を選定し、事業所に派遣するなどして具体的な解決策をアドバイスします。

中小企業が企業経営の中で抱える様々な悩みや課題に対して、最適な知財専門家（弁理士、弁護士、特許情報活用アドバイザー、特許流通アドバイザー及び大企業知財部OB等）を選定し、直接中小企業に派遣し、個別状況に応じて事業展開をにらんだ強く広い権利取得や侵害・非侵害、社内体制・知財戦略構築、技術移転、ライセンス、営業秘密などの専門指導を行います。

4. 相談者の利便性を考慮して、利用しやすい場所での相談会を各地域で開催します。

産業財産権等の知的財産権に関する相談について、相談者の利便性を考慮して駅周辺又は駐車場の完備した公共性の高い施設において開催するとともに、相談内容が第三者にもれないように機密性を確保し、会議室などの個室において開催します。

5. 中小企業等が利用可能な知財に関する支援策の紹介や手続方法等を説明します。

地域の中小企業支援機関と連携を図りつつ、中小企業等が利用可能な国、自治体を実施する支援策について、わかりやすく説明・情報提供を行います。

6. 特許等の出願手続についてわかりやすく説明します。

産業財産権制度の概要や出願手続などをわかりやすく説明します。

7. インターネットによる出願を支援します。

相談窓口内に電子出願コーナーを設置し、インターネット出願を行うための環境を整えております。また操作に関する説明・指導をいたします。